

大阪府内に所在する保険薬局 各位

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、
リスト化及び周知等について

令和6年度調剤報酬改定による地域支援体制加算、連携強化加算及び在宅薬学総合体制加算の施設基準において、薬局が果たす医薬品提供体制に関する情報を、地域の行政機関もしくは薬剤師会等を通じて、地域住民、医療関係者等に対して情報発信を行うことが求められています。

大阪府薬剤師会では、日本薬剤師会より発出されました「地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化及び周知等について」に基づき、当会ホームページにリストを掲載する予定でございます。（※1の地域を除く）

つきましては、リストへの掲載をご希望の場合は、下記のWEBシステムより 5月15日（水）までにご回答お願い申し上げます。事務手数料の振込先等につきましては、ご入力いただきましたアドレスへ送信いたします。

なお、期限内にご回答の場合、当会ホームページへの公開は5月下旬の予定になります。

※1 薬局が大阪市北区、大阪市大正区、吹田市、守口市、泉佐野市（泉南郡熊取町・泉南郡田尻町を含む）、泉南市（阪南市・泉南郡岬町を含む）にご所在の場合は、各地域薬剤師会へご連絡ください。

各地域薬剤師会の連絡先がご不明の場合は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

※2 令和6年度調剤報酬改定に係る公表事項・項目から不足がある場合は、別途対応いたします。

※3 すでにご回答いただいている場合はご回答不要です。

掲載用WEBシステム

<https://forms.gle/G5rn9VZLgYTe3TKU6>



大阪府薬剤師会の会員薬局でない場合は、
「事務手数料：24,000円/年＋消費税（毎年6月1日から1年間）」がかかります。
※期間の途中からの掲載でも上記金額がかかります。

お問い合わせ先
一般社団法人 大阪府薬剤師会
職能対策課 山口・服部
電話 06-6947-5481